

## **[事案 30-276] 手術給付金支払請求**

・令和元年 6 月 10 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

咽頭悪性腫瘍手術を受け、入院給付金日額の 10 倍の手術給付金が支払われたが、40 倍の金額が支払われるべきとして、その差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下等の理由により、平成 29 年 7 月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)パンフレットには、悪性新生物に対する手術の給付倍率は 40 倍と記載があるところ、本手術は悪性新生物に対する手術であった。
- (2)契約時にパンフレットを見せられた際、募集人から、がんで手術をしたときは当然ながら 40 倍になると説明された。

### **<保険会社の主張>**

医療機関からの回答書等を踏まえると、本手術は約款における給付倍率 40 倍の手術の要件として定める開胸手術または開腹手術に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、約款のみならずパンフレットにおいても給付倍率が 40 倍となるのは開胸手術または開腹手術の場合と明記されていることが認められる一方、募集人の誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。